

～医療・福祉，子育て支援，教育，商業，金融施設などまちの生活を支える施設を運営する皆さまへ～

浸水ハザードエリアに立地する 誘導施設の浸水対策への支援制度のご案内

1 制度内容・目的

地球温暖化や気候変動の影響により，台風の大型化やゲリラ豪雨など自然災害が頻発化・激甚化する中，水害への備えにより，安全・安心なまちづくりを推進するため，まちの拠点である中心部や駅周辺などのうち，浸水ハザードエリアに立地する誘導施設（医療・福祉，子育て支援，教育，商業，金融施設など）の浸水対策への助成を行います。

2 補助対象者

中心部や駅周辺などの**都市機能誘導区域**^{*1}または，**市街化調整区域の地域拠点区域**^{*2}のうち，浸水ハザードエリア内において，下表の誘導施設を運営する事業者

区分	対象施設
ア 高次都市機能	病院（専門医療），大規模商業施設，専門店，大学，専修学校，高等学校，博物館・美術館，劇場・ホール・映画館，銀行等本店，市民活動交流施設，アリーナ・交流施設等
イ 身近な都市機能	病院，診療所，歯科診療所，調剤薬局，訪問看護ステーション，スーパー・ドラッグストア，銀行等
ウ 少子・超高齢社会に対応した都市機能	介護保険サービス提供施設 （通所型又は訪問型の施設）
	子育て支援施設 （保育所・認定こども園・幼稚園・小規模保育施設・事業所内保育施設）

※1 都市機能誘導区域について

周辺地域からアクセスしやすい中心部や駅周辺などの公共交通の結節点を含めて市街化区域の11か所に配置

※2 市街化調整区域の地域拠点区域について

本市の成り立ちを踏まえ，旧町村の中心である地区市民センター周辺など市街化調整区域の7か所に配置

3 対象設備及び補助率・限度額

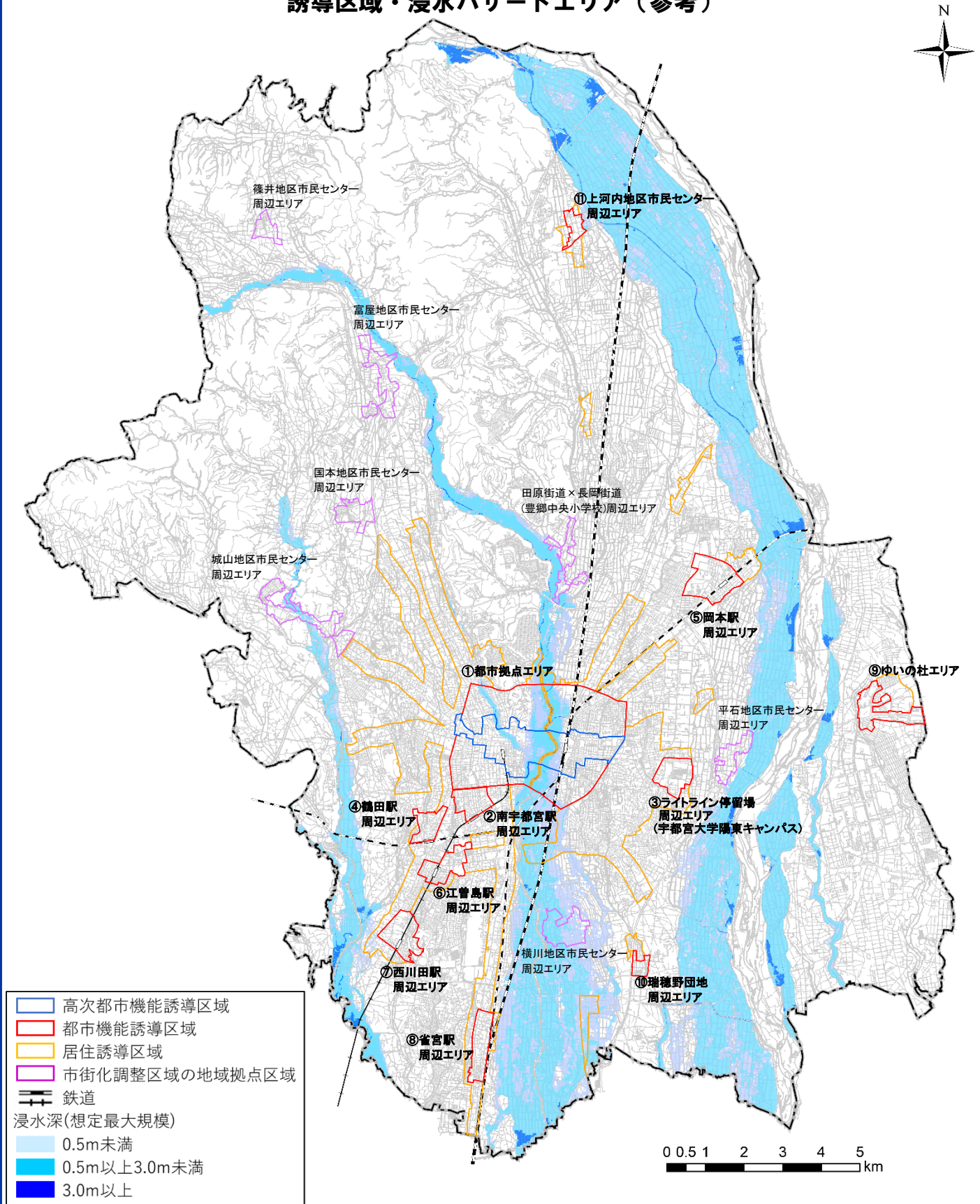
対象設備	補助率	限度額
① 止水板・防水扉の設置	1 / 3	100万円
② 排水ポンプの設置 ^{*3}		100万円
③ 電気設備の移設・かさ上げ ^{*3} （既存施設であって想定浸水深より高い位置への移設又はかさ上げに限る）		500万円

※3 想定浸水深が概ね1m超で，施設内への浸水を防ぐための止水板設置などの対策を講じることが要件

4 補助対象エリアについて

浸水ハザードエリアのうち，都市機能誘導区域（高次都市機能誘導区域含む）または市街化調整区域の地域拠点区域に含まれるエリア

誘導区域・浸水ハザードエリア（参考）



【補助対象エリアの確認方法】

左図は主要河川の浸水ハザードエリアのみを示しています。詳細な補助対象エリアは下記よりご確認いただけます。（①、②の両方に該当する箇所が補助対象エリアです）

①都市機能誘導区域、市街化調整区域の地域拠点区域

⇒ 市ホームページ上の電子地図「宇都宮まちかど情報マップ」

手順 1

宇都宮まちかど情報マップを開き、画面左上の『メニュー（三本横線マーク）』⇒『マップを指定して開く』⇒『マップの表示を切替』の選択メニューから、『立地適正化計画に係る誘導区域』を選択

手順 2

画面左上の『メニュー（三本横線マーク）』⇒『住所から探す』を選択し、補助対象の住所地を入力し『検索』



②浸水ハザードエリア

⇒ 市ホームページ上の電子地図「WEB版宇都宮防災ハザードマップ」

手順 1

『利用条件』を確認し、下の方にある浸水ハザードマップから河川を選択

手順 2

画面右上の『メニュー（三本横線マーク）』⇒『住所から探す』を選択し、補助対象の住所地を選択



5 その他の交付条件

- ・補助金の交付の決定日から10年以上、対象設備の適切な維持管理を行うこと
- ・土地及び施設の所有者から設備設置等の承諾を得ていること
- ・他の補助を受けていないこと
- ・市税を滞納していないこと

6 事前協議について

補助金の申請にあたっては以下のとおり事前協議が必要となります。

○事前協議手続き

補助対象となる場合は事前協議書に必要な書類を添付して提出してください。

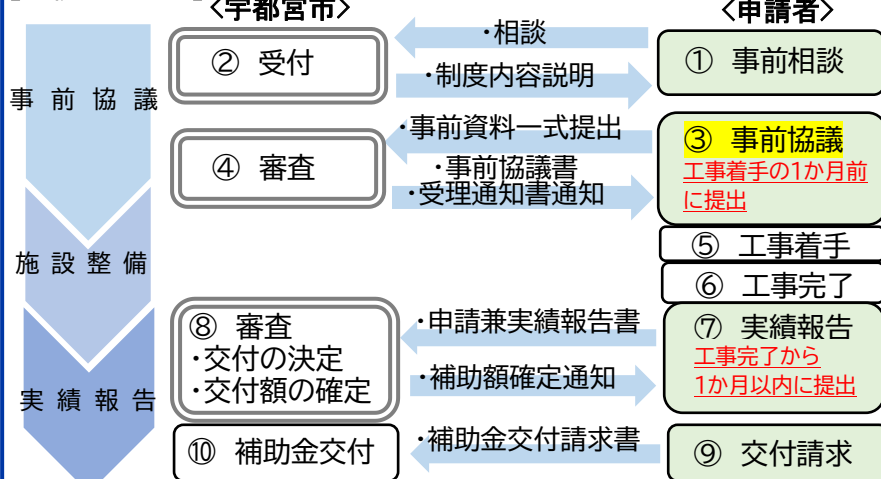
※様式は、市ホームページ（立地適正化計画のページ）からもダウンロードできます。

○提出時期

対象施設の着工または取得の1か月前まで

※事前協議書の提出前に事前相談が必要となりますので、お早めにご相談ください。

【手続きフロー】



③事前協議の必要書類

- 事前協議書（様式第1-1号）【関係書類】
- 1) 事業計画書
 - 2) 法人登記簿謄本（個人の場合は営業証明書）
 - 3) 位置図（敷地や周辺の状況を表示した図面）
 - 4) 配置図（敷地内の建築物の位置を表示した図面）
 - 5) 設置工事計画図面及び仕様が示されている図面等
 - 6) 設備の設置前の写真
 - 7) 見積書の写し
 - 8) 土地及び建物の登記簿謄本
 - 9) 承諾書（申請者が土地及び建物の所有者と異なる場合）
 - 10) 決算書及び事業報告書（最新のもの）
- ※ 交付申請を代理人に委任する場合、委任状

7 活用事例について

- 介護保険サービス提供施設（高次都市機能誘導区域内）：止水板の設置 [R6年3月交付]
【施行前】



【出入口1】



【出入口2】

【施行後】



【出入口1】



【出入口2】

申請者様の声

宇都宮市
NCC推進課

浸水対策を行おうと思ったきっかけは何ですか？



建物の2階以上を、水災害時等における利用者様の避難場所として
いることから、安全性を強化する必要がありました。また、過去の台風に
よる近辺の河川の氾濫等からも、早急に浸水対策を講じる必要があると
考えていました。今回、市が運用する浸水対策の補助支援制度を知り、
検討の後押しとなりました。

申請者様



宇都宮市
NCC推進課

実際に止水板を設置してみて、どのように感じていますか？



補助を受けながら、建物の安全性を高めることができ、大変満足して
います。施設を利用する方の安全を守るため、浸水エリアの施設運営者
の皆様に、補助金を活用し、浸水対策を進めてほしいと思っています。

申請者様



【問い合わせ先】

宇都宮市 都市整備部 NCC推進課（市役所 11 階）

電話番号：028-632-2563 ファクス：028-632-5421

メールアドレス：u55000505@city.utsunomiya.tochigi.jp

☞ 詳しくは市HPを
ご覧いただくか、
NCC推進課へ
お問合せ下さい。

